



# 埼玉県報

第318号  
令和4年(2022年)  
6月10日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 埼玉県自宅療養者に対する配食サービス事業（食品調達・梱包・納入）業務委託に関する単価契約の相手方等の公示（感染症対策課）
- 埼玉県自宅療養者に対する配食サービス配送事業業務委託に関する単価契約の相手方等の公示（感染症対策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 北河原土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 土地収用法による手続開始（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- IC運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約）に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 県道吉場安行東京線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
106,227,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県自宅療養者に対する配食サービス事業（食品調達・梱包・納入）業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部感染症対策課企画・自宅療養担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

別表のとおり

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

別表

随意契約の相手方の氏名及び住所	契約金額（1箱当たりの単価）
生活協同組合コープみらい 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番5号	8,129円
株式会社ベルク 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1646番	6,700円

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県自宅療養者に対する配食サービス配送事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県保健医療部感染症対策課企画・自宅療養担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
佐川急便株式会社 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
- 5 契約金額  
289,382,208円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

## 告示

### 埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) まちづくりへの協力に関すること

和光市産業振興条例に基づき、市内事業者の役割として、次の事項について積極的な参加に努めること。

ア 条例の基本理念をご理解いただき、事業活動を通じて地域経済の活性化及び地域社会の発展の貢献に努めること。

イ 地域社会を構成する一員として、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画すること。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対して積極的に参加すること。

(2) 農産物に関すること

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRに努めること。

(3) 騒音に関すること

ア 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えること。

イ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うこと。

ウ 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮すること。

エ 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠



意を持って速やかな対応をすること。

(4) 光害に関すること

屋外照明等の設置について、光害を生じることがないよう照明の配置や方向、強さ等に配慮すること。

(5) 廃棄物に関すること

ア 以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めること。

- ・ 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

- ・ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

- ・ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

- ・ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

イ 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従うこと。

(6) 交通（通学）に関すること

ア 子供たちの登下校時の安全確保について

- ・ 通学時間帯を避けた物資の搬入等について、配慮すること。

イ 生徒指導について

- ・ 子供たちのいじめや非行等の問題行動や犯罪被害の未然防止等について、学校や教育委員会、警察等関係機関との連携に協力すること。

- ・ 店舗内及び近隣における子供の見守りや非行・犯罪の未然防止と啓発等、子供たちが安心して過ごすことができる環境づくりを行うこと。

- ・ いじめや非行等の問題行動を発見した場合や、不審者等子供たちが犯罪に巻き込まれる可能性が想定される事案が発生した場合は、学校や教育委員会、警察等関係機関に対し、情報を提供すること。

ウ 子供たちの教育活動について

- ・ 学校では、子供たちの力を伸ばすために、社会との連携や協働による「社会に開かれた教育課程」が重要となり、子供たちが、他者と協働して課題を解決したり、キャリア教育の視点から、具体的な体験活動をする機会を設けたいと思っている。そのため、小学校では市内の様子を学

習するために様々な施設を訪問する社会科見学や生活科見学を実施したり、中学校で歯職業観を育むために、職業体験学習を実施している。これらの学習に関して、学校からの要望があった場合、可能な範囲で受け入れを検討すること。

エ 和光市立第五小学校内にあるさつきのこ学童クラブ児童の帰宅路であることから、店舗出入り口に交通誘導員の配置を要望する。

(7) 防犯に関すること

和光市防犯計画の「事業者の取組」を遵守すること。

(8) 子育てに関すること

雇用される従業員のための子育て支援施設、内閣府管轄の「企業主導型保育事業」の開設を要望する。

二 縦覧期間

令和四年六月十日から令和四年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	大橋 良一	埼玉県加須市川口千六百三十三番地

# 告示

## 埼玉県告示第六百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北河原土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	森 由廣	埼玉県行田市大字北河原七百八十七番地
同	小林 市郎	同 同 六百五十七番地
同	森 田昌彦	同 同 六百三十四番地
同	森 田一男	同 同 六百十五番地
同	内 村賢次	同 同 六百六番地
同	瀬 尾一郎	同 同 八百十三番地一
同	瀬 尾功一郎	同 同 八百四十九番地
同	齋 藤慎一	同 同 千五百八十三番地一
同	石 内吉也	同 同 千二百六十五番地
同	吉 田孫兵衛	同 同 二百十二番地
同	山 崎功一	同 同 九十四番地
同	栗 原幸一郎	同 同 酒巻千九百三十番地
同	奈良原 由行	同 同 南河原千九百五十三番地三
同	鈴木 隆	同 同 千二百三十二番地
同	荻 原利行	同 同 千五百七十八番地一
同	江 森岩雄	同 同 二千八十九番地
同	間 宮隆	同 同 二千四百八十六番地
同	今 村政夫	同 同 九百二十番地
同	坂 本雅一	同 同 二千六百九十七番地二
同	橋 本一行	同 同 七百五十八番地三
同	吉 野義晴	熊谷市上中条千四百九番地一
監事	高 澤孟	行田市大字北河原千二百六十三番地
同	今 村康司	同 同 南河原千九百五十二番地

### 二 退任

職名 氏名 住所



## 告 示

### 埼玉県告示第六百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、起業者埼玉県から収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 起業者の名称

埼玉県

#### 二 事業の種類

一般国道四百七号改築工事（鶴ヶ島日高バイパス・埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前地内から日高市大字森戸新田字藤久保地内まで）

#### 三 手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前地内

ロ 使用の手続が開始される土地

なし

#### 四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

埼玉県鶴ヶ島市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十四号

測量計画機関である大和ハウス工業株式会社東京本店から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

大和ハウス工業株式会社東京本店

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）、（街区出来形確認測量）、（画地出来形確認測量）

### 三 作業地域

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、同町大字国納字横町及び字八河内の各一部

### 四 作業期間

令和三年八月七日から令和四年十月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十五号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（レベル二千五百地形図修正）

三 作業地域

越谷市全域

四 作業期間

令和四年五月二十七日から令和四年十一月三十日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第六百十六号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

宮代町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

宮代町全域

### 四 作業期間

令和四年十月一日から令和五年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（公共二級基準点復旧測量一点）

### 三 作業地域

埼玉県川口市全域の一部地内

### 四 作業期間

令和四年五月二十三日から令和四年七月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

さいたま市

#### 二 作業種類

公共測量（令和四年度 区域線測量業務〔大宮駅ターミナル街区東側〕）

#### 三 作業地域

さいたま市大宮区宮町一丁目地内 外

#### 四 作業期間

令和四年五月三十日から令和五年三月二十四日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十九号

令和三年埼玉県告示第九百七号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十号

令和三年埼玉県告示第千三百三十六号で公示した公共測量は、令和四年五月十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十一号

令和四年埼玉県告示第六十号で公示した基本測量は、令和四年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―四七―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字柏原字上双木九百五番一 他百五筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 六千九百六十一立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第六百二十三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	株式会社アフリーズエンシック
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	大崎 治男
主たる事務所の所在地	埼玉県川口市本町四丁目十三番一号



# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 別表

## I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C 免許証作成用カード基体 優良用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 一般用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 新規用	300枚×3	422,000円
運転経歴証明書作成用カード基体	300枚×1	135,500円
インクリボン	2,000枚用×1	117,000円
裏面印字リボン	2,000枚用×1	16,000円

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	川口市大字西立野字大下 二一一番三地先から 同市大字安行字大元 六五二番一地先まで	区 間
一〇・七九 ) 一二・四七	七・五〇 ) 一〇・九九	敷地の幅員 (メートル)
	一九〇・八〇	延 長 (メートル)
		備 考  交通安全対策事業による。

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年六月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年六月三日
指定に係る道路の位置	<p>羽生市大字桑崎字桑崎三十三番一地从先から羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十四番一地从先まで</p> <p>羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十四番二地从先から羽生市大字上岩瀬字中妻二十八番三地从先まで</p> <p>羽生市大字桑崎字桑崎十一番地从先から羽生市大字上岩瀬字中妻二十九番地从先まで</p> <p>羽生市大字桑崎字桑崎三十番地从先から羽生市大字桑崎字桑崎十二番八地从先まで</p> <p>羽生市大字桑崎字桑崎十三番地从先から羽生市大字桑崎字桑崎一番三地从先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四百七十一・五六</p> <p>百八十七・七三</p> <p>四百六十八・三六</p> <p>七十一・四〇</p> <p>百四十九・八四</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十二・〇</p> <p>八・〇</p> <p>七・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

<p>羽生市大字桑崎字桑崎一番三地从先から羽生市大字桑崎字桑崎五番一地从先まで</p> <p>羽生市大字上岩瀬字中妻五百五十七番地先から羽生市大字上岩瀬字中妻八十五番一地从先まで</p> <p>羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十番二地从先から羽生市大字上羽生字新田前二千二百二十三番一地从先まで</p> <p>羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十二番一地从先から羽生市大字上岩瀬字中妻八十三番地先まで</p> <p>羽生市大字桑崎字桑崎十二番三地从先から羽生市大字桑崎字桑崎十二番八地从先まで</p> <p>羽生市大字上岩瀬字中妻五百四十七番二地从先から羽生市大字上岩瀬字中妻五百五十番四地先まで</p>	<p>九十八・八五</p> <p>九十五・二五</p> <p>七十四・五一</p> <p>七十九・〇〇</p> <p>六十七・七〇</p> <p>百三十二・七一</p>	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>	<p>㍻</p>



羽生市大字桑崎字桑崎十六番地先から羽生市大字桑崎字桑崎十一番地先まで
三十二・八五
六・〇